

静岡県告示第498号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年5月18日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月18日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	足柄停車場 富士公園線	区間1 御殿場市上小林字南田 13番の5から 御殿場市上小林字南田 7番の27まで	前	㊤（旧県道） 10.6～21.7	161.3
				㊢（迂回路） 12.4～16.2	166.2
		後	㊤（新県道） 10.6～31.6	160.9	
		区間2 御殿場市上小林字南田 7番の27から 御殿場市上小林字マセクチ 237番の10まで	前	12.4～14.4	59.0
			後	14.0～20.2	59.0